

## 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成29年12月1日

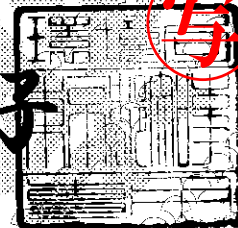
住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社京葉興業  
代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の6第1項 の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日	平成29年12月1日	許可番号	産施第90213号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	汚泥の脱水施設(3基)			
設置場所	東京都江東区新砂三丁目11番13号			
処理能力	産業廃棄物の種類	処理能力	稼働時間	事業場における表示
	汚泥	250m <sup>3</sup> /日 250m <sup>3</sup> /日 250m <sup>3</sup> /日	24時間	脱水機A 脱水機B 脱水機C
許可の条件	無			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無			
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。			

